額から、異動の日等に受けていた俸給月額に支給割合（第四条第二項又は第六条の規定による支給割合をいう。以下この項において同じ。）を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に百分の一・五を乗じて得た額（異動の日等に受けていた俸給月額に百分の九十八・五を乗じて得た額が、当該職員の異動の日等に属していた職務の級における異動の日等の最低の号俸の俸給月額に達しない場合にあつては、異動の日等に受けていた俸給月額から当該最低の号俸の俸給月額を減じた額に支給割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に相当する額を減じた額とする。

2　減額支給対象職員であつて、第四条第二項から第四項まで若しくは第五条第三項及び第六条又は前項（第四項又は第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額が減額支給対象職員上限額を超えることとなる者の特地勤務手当に準ずる手当の月額は、これらの規定にかかわらず、減額支給対象職員上限額とする。

3　前項の減額支給対象職員上限額は、上限額（当該上限額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）から、現に受ける俸給月額に百分の六を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に百分の一・五を乗じて得た額（当該職員の現に受ける俸給月額に百分の九十八・五を乗じて得た額が、当該職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額に達しない場合にあつては、現に受ける俸給月額から当該職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額に百分の六を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を減じた額とする。

4　異動の日等が平成二十二年四月一日から同年十一月三十日までの間にある仮定減額支給対象職員に対する第一項の規定の適用については、同項中「減額支給対象職員」とあるのは「仮定減額支給対象職員（その日において一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十三号。以下この項において「平成二十二年改正法」という。）第一条の規定による改正後の給与法附則第八項の規定が施行されていたとした場合に減額支給対象職員に該当することとなる職員をいう。）」と、「受けていた俸給月額」とあるのは「係る俸給月額について平成二十二年改正法の施行の日における平成二十二年改正法第一条の規定による改正後の給与法の規定によるものとした場合の俸給月額」と、「号俸の俸給月額」とあるのは「号俸の俸給月額について平成二十二年改正法の施行の日における平成二十二年改正法第一条の規定による改正後の給与法の規定によるものとした場合の俸給月額」とする。

5　次の各号に掲げる職員に対する第一項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第三項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一　育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、異動の日等において育児短時間勤務職員等であつたもの　第一項中「俸給月額に支給割合」とあるのは「俸給月額を異動の日等における育児休業法第十七条（育児休業法第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項において「異動の日等に係る算出率」という。）で除して得た額に支給割合」と、「俸給月額に百分の九十八・五」とあるのは「俸給月額を異動の日等に係る算出率で除して得た額に百分の九十八・五」と、「俸給月額から」とあるのは「俸給月額を異動の日等に係る算出率で除して得た額から」とする。

二　育児短時間勤務職員等であつて、異動の日等において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの　第一項中「俸給月額に支給割合」とあるのは「俸給月額に育児休業法第十七条（育児休業法第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項及び第三項において「現在における算出率」という。）を乗じて得た額に支給割合」と、「俸給月額に百分の九十八・五」とあるのは「俸給月額に現在における算出率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に達しない」と、「俸給月額から」とあるのは「俸給月額を」と、「俸給月額に現在における算出率を乗じて得た額から」と、第三項中「号俸の俸給月額」とあるのは「号俸の俸給月額に現在における算出率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」と、第四項中「減額支給対象職員」とあるのは「仮定減額支給対象職員（その日において育児短時間勤務職員等であつて、異動の日等において育児休業法第十七条（育児休業法第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項において「異動の日等に係る算出率」という。）で除して得た額に育児休業法第十七条の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項及び第三項において「現在における算出率」という。）を乗じて得た額に支給割合」と、「俸給月額に百分の九十八・五」とあるのは「俸給月額を異動の日等に係る算出率で除して得た額に現在における算出率を乗じて得た額に百分の九十八・五」と、「俸給月額に達しない」とあるのは「俸給月額に現在における算出率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に達しない」と、「俸給月額から」とあるのは「俸給月額を異動の日等に係る算出率で除して得た額から」と、「俸給月額を」とあるのは「俸給月額に現在における算出率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を」と、第三項中「号俸の俸給月額」とあるのは「号俸の俸給月額に現在における算出率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とする。

三　育児短時間勤務職員等であつたもの　第一項中「俸給月額に支給割合」とあるのは「俸給月額を異動の日等における育児休業法第十七条（育児休業法第二十二条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項において「異動の日等に係る算出率」という。）で除して得た額に育児休業法第十七条の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項及び第三項において「現在における算出率」という。）を乗じて得た額に支給割合」と、「俸給月額に百分の九十八・五」とあるのは「俸給月額を異動の日等に係る算出率で除して得た額に現在における算出率を乗じて得た額に百分の九十八・五」と、「俸給月額に達しない」とあるのは「俸給月額に現在における算出率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に達しない」と、「俸給月額から」とあるのは「俸給月額を異動の日等に係る算出率で除して得た額から」と、「俸給月額を」とあるのは「俸給月額に現在における算出率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を」と、第三項中「号俸の俸給月額」とあるのは「号俸の俸給月額に現在における算出率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とする。

四　任期付短時間勤務職員　第一項中「俸給月額に支給割合」とあるのは「俸給月額を異動の日等における育児休業法第二十五条の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項において「異動の日等に係る算出率」という。）で除して得た額に育児休業法第二十五条の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項及び第三項において「現在における算出率」という。）を乗じて得た額に支給割合」と、「俸給月額に百分の九十八・五」とあるのは「俸給月額に現在における算出率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に達しない」と、「俸給月額から」とあるのは「俸給月額を異動の日等に係る算出率で除して得た額から」と、「俸給月額を」とあるのは「俸給月額に現在における算出率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を」と、第三項中「号俸の俸給月額」とあるのは「号俸の俸給月額に現在における算出率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とする。

第七条中「第二条」の下に「若しくは第六条の二」を、「第四条第二項」の下に「、第六条」を加える。

（人事院規則九―五五―一〇三の一部改正）

第二条　人事院規則九―五五―一〇三（人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項中「第二条」の下に「及び第六条の二」を加え、同条第三項中「受ける俸給及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額」の下に「（給与法附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給される職員（以下「減額支給対象職員」という。）にあつては、当該額から、現に